● 清水町障害者移動支援事業「身体介護を伴う」の認定調査票

下記の調査項目の結果により、「身体介護を伴う」の要否を決定します (利用者氏名: それぞれ、該当する事項に〇をつけてください。

調査項目		認定事項		備考
①「歩行」			「できない」	自分で歩けるか、何か支えが必要かどうかを評価。歩行距離の目安は5m以上。
②「移乗」	「見守り等」	「一部介助」	「全介助」	実際に見守りや介助が行われているかに着目。両手をついて布団からポータブル トイレ等に移乗できる程度の腰を浮かせる行為ができるかどうか。
③「排尿」	「見守り等」	「一部介助」	「全介助」	排尿にかかる一連の動作を自分で行っているかどうかに着目。一連の行為(尿意、トイレへの移動、排尿動作(ズボン・パンツの上げ下げ、排尿)、後始末。後始末には、ポータブルトイレや尿器等の掃除、抜去したカテーテルの後始末等も含まれる。集尿器、ストマ、オムツ等を使用している場合には、実際の介護を受けている状況により判断。精神的な状況又は意欲低下等の理由で介助を受けている場合、その状況に基づき判断。
④「排便」	「見守り等」	「一部介助」	「全介助」	排便にかかる一連の動作を自分で行っているかどうかに着目。一連の行為(便意、トイレへの移動、排便動作(ズボン・パンツの上げ下げ、排便)、後始末。後始末には、ポータブルトイレや便器等の掃除、人工肛門等の後始末等も含まれる。ストマ、オムツ等を使用、人工肛門を造設している場合には、実際の介護を受けている状況により判断。
⑤「移動」	「見守り等」	「一部介助」	「全介助」	日常生活において必要な場所への移動にあたり、実際に見守りや介助が行われているかどうかに着目。移動の手段は問わない。移乗や装着に伴う行為や準備は含まれない。医療上の必要により制限が行われている場合には、制限されている内容により判断。
⑥その他 身体介護を要 する事由				